

印西市学校適正規模・適正配置基本方針(改訂版)

【概要版】



(1)基本方針改訂の趣旨及び経緯

① 「印西市学校適正規模・適正配置基本方針」平成28年10月策定

印西市では、少子化の進展等により児童生徒数が減少している地域と、宅地開発等により児童生徒数が増加している地域が混在しており、学校の小規模化と大規模化が同時に進行していることから、学校の小規模化・大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図るため、印西市立小学校及び中学校の適正配置について、諮問を行った「印西市学校適正配置審議会」からの答申を十分に尊重し、学校適正規模及び適正配置の基本的な考え方や実施方策などを「印西市学校適正規模・適正配置基本方針」（以下「基本方針」という。）に決めました。

② 「印西市学校適正規模・適正配置基本方針(改訂版)」令和3年6月改訂

基本方針策定後、学校規模及び配置の適正化の進捗や市内小学校及び中学校の状況の変化等を踏まえ、基本方針の改訂版を策定することとしました。

見直しを行う上で、各学校の児童生徒数及び学級数の現状と推移等を最新データに修正し、また、新たに学校適正配置の検討対象校に該当する学校の学校適正配置シミュレーションの検討等を行いました。

なお、学校適正規模の考え方や学校適正配置のあり方については、基本方針を踏襲することとします。



(2)児童生徒数の推移

本市の最小規模校と最大規模校の児童生徒数による学校規模の差は、令和2年度で小学校が約35.7倍、中学校が約17.7倍となっており、令和8年度には小学校が約29.4倍、中学校が約22.7倍となり、その状況は続くことが予測されます。

小学校

(単位：人)

年度	木下	小林	大森	船穂	木刈	内野	原山	小林北	小倉台	高花	西の原	原	六合	平賀	いは野	滝野	牧の原	本埜	合計
R2	266	195	176	32	572	428	236	163	1,144	294	540	974	70	95	446	405	491	82	6,609
R8	197	231	160	46	463	738	193	100	1,077	250	747	1,355	76	72	308	647	1,200	92	7,952

中学校

(単位：人)

年度	印西	船穂	木刈	小林	原山	西の原	印旛	本埜	滝野	合計
R2	284	175	657	148	277	518	351	37	255	2,702
R8	209	144	909	186	394	872	291	40	682	3,727

※児童生徒数は通常学級で整理している。



(3) 学校適正規模の区分

教育指導面や学校運営面の観点から、本市における学校適正規模の区分を次のとおりとします。

小学校

区分	通常学級数	状況	対応
過小	5以下	複式学級や欠学年を有する。また、クラス替えができない。	適正規模化を実施する。
小規模校	6	クラス替えができない。	適正規模化を検討する。
準適正規模校	7~11	クラス替えができない学年がある。	児童数の推移を注視する。
適正規模校	12~24	クラス替えができる。	
大規模校	25以上	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。	児童数の推移を注視し、適正規模化を検討する。

中学校

区分	通常学級数	状況	対応
過小	3以下	クラス替えができない。また、専任の教科担任を配置できない教科がある。	適正規模化を実施する。
小規模校	4~5	クラス替えができない学年がある。また、専任の教科担任を配置できない教科がある。	適正規模化を検討する。
準適正規模校	6~11	クラス替えは可能であるが、専任の教科担任を配置できない教科がある。	生徒数の推移を注視する。
適正規模校	12~24	クラス替えが可能で、専任の教科担任を配置できる。	
大規模校	25以上	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。	生徒数の推移を注視し、適正規模化を検討する。

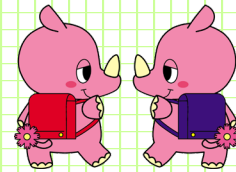


(4) 学校規模の状況

市内の小学校18校、中学校9校を学校適正規模の区分により学校規模別に分類すると、下表のとおりとなります。

小学校

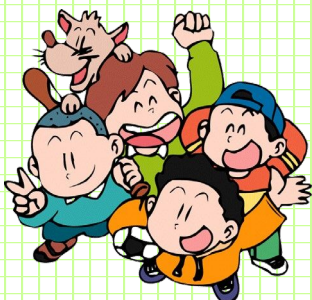
年度	区分	小規模校		準適正規模校	適正規模校	大規模校
		過小				
		通常学級数	5学級以下			
令和2年度	現状 235学級	船穂小(4)②	六合小(6) 本埜小(6) 平賀小(6) 小林北小(6)	大森小(7) 小林小(8) 原山小(10)	木下小(12) 高花小(12) 滝野小(13) 内野小(15) いには野小(15) 牧の原小(16) 西の原小(17) 木刈小(18)	原小(30) 小倉台小(34)
令和8年度	推計 278学級	船穂小(5)①	平賀小(6) 六合小(6) 本埜小(6) 小林北小(6) 大森小(6)	原山小(7) 木下小(8) 小林小(10) 高花小(10)	いには野小(12) 木刈小(16) 滝野小(22) 内野小(22) 西の原小(24)	小倉台小(34) 牧の原小(37) 原小(41)



※()内の数値は通常学級数、○内の数字は複式学級数を示しています。
 ※学校名は各年度で学級数が少ない順に整理し、同数の場合は児童生徒数が少ない順に記載しています。
 ※令和8年度の学級数は学区外就学者数を加味していません。

中学校

年度	区分	小規模校		準適正規模校	適正規模校	大規模校
		過小				
		通常学級数	3学級以下			
令和2年度	現状 85学級	本埜中(3)		小林中(6) 船穂中(6) 滝野中(8) 原山中(9) 印西中(9) 印旛中(11)	西の原中(15) 木刈中(18)	
令和8年度	推計 113学級	本埜中(3)		船穂中(6) 小林中(6) 印西中(6) 印旛中(9)	原山中(13) 滝野中(20) 西の原中(24)	木刈中(26)





(5) 学校適正配置の必要性

本市がめざす学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」を実現するためには、学校の小規模化・大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、子どもたちの未来に向けより良い教育環境を創造していくことが重要です。
そのためには、適正な学校規模に基づく適正な配置を進めていくことが必要と考えます。



(6) 学校適正配置の視点

学校適正配置は、以下の視点により進めることとします。

① 教育理念の実現

本市がめざす学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」を実現するための取り組みとして、学校適正配置を行います。

② 学校規模の適正化

学校の小規模化・大規模化によって生じる課題を解消し、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の向上をめざした学校適正配置を行います。

③ 通学距離と通学時間の配慮

通学が児童生徒にとって過度な負担にならないよう、通学距離については、国の基準に準じて、小学校でおおむね 4 km 以内、中学校でおおむね 6 km 以内を原則とします。

また、通学時間については、交通機関の利用を含め、おおむね 1 時間以内を原則とします。

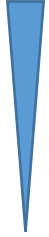
④ 地域特性への配慮

学校が持つ多様な機能に留意し、地域の歴史や学校との社会的なつながりに配慮した学校適正配置を行います。



(7) 学校適正配置の優先度

学校適正配置の優先度を下表のとおり分類し、段階的な推進を図ることとします。

分類	区分	学校の状況		該当校	優先度
①-A	小規模校(過小)	複式学級・欠学年を有する小学校及び単学級の中学校		船穂小・本埜中	高  低
①-B	大規模校	学級数が 25 以上となることが見込まれる小・中学校		小倉台小・原小・ 西の原小・牧の原小 木刈中・西の原中	
②	小規模校 (過小以外)	1 学年 1 学級 で	全ての学年が 18 人未満の小学校	該当校なし	
③			一部の学年が 18 人未満の小学校	六合小・本埜小・ 平賀小・小林北小	
④			全ての学年が 18 人以上の小学校	大森小・原山小	

※該当校は、令和 3 年度から令和 8 年度までに、学校の状況欄の状態になることが見込まれる学校を記載しています。

なお、西の原小学校及び西の原中学校は令和 7 年度に通常学級数が 25 学級になる見込みです。

※小規模校(過小以外)の 1 学級の児童数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、1 学級当たりの最少人数 18 人を基準としています。



(8) 学校適正配置の検討対象校

基本方針では、学校適正配置の優先度の高い小規模校(過小) 2 校(船穂小・本埜中)及び大規模校 6 校(小倉台小・原小・西の原小・牧の原小・木刈中・西の原中)を学校適正配置の検討対象校とします。



(9) 学校適正配置の実施方策



◇ 小規模校の対応 ◇

複式学級や欠学年を有する小学校及び単学級の中学校は、隣接校との統合を実施し、単学級の小学校及びクラス替えができない学年を有する中学校について、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合は、隣接校との統合を検討します。

なお、統合する場合の存続校は、原則として児童生徒数の多い学校とし、学校施設は存続校の校地・校舎を可能な限り利用することとします。

また、通学距離等の観点から必要に応じて通学区域の見直しを検討します。

◇ 大規模校の対応 ◇

適正規模を超える学校について、短期的には学校施設の増改築で対応することとし、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合は、隣接校の児童生徒数や施設の状況等を考慮しつつ、通学区域の見直しを検討します。

なお、これら必要な対策を講じても適正規模が安定的に確保できないと判断した場合は、学校の新設・新設を検討します。

(10) 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項

(1) 児童生徒への配慮

- 学校見学会の実施
- 事前交流活動（合同授業、合同行事）
- 学校問題対策指導員などの派遣
- 統合に伴う教員の配置
- 意識調査等の実施

(2) 通学への配慮

- 通学路の安全マップの作成
- 通学路の安全対策
- 学区拡大に伴うスクールバス運行の検討

(3) 地域への配慮

- 保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施
- ホームページ等での周知

(4) 統合後の学校施設等

- 庁内における跡地等活用、処分方法の検討
- 地域住民を対象とした説明会等の実施



(11) 検討対象校の学校適正配置シミュレーション

小規模校（過小）



船穂小学校

【現状と課題】

今後の児童数は、近接する高花小学校や内野小学校などへの学区外就学者数の状況により、減少に転じる可能性があります。また、現在、複式学級を有しており、児童数が減少した場合は、欠学年の発生や新たな複式学級の編制が余儀なくされることから、隣接校との統合により、学校規模及び配置の適正化を図る必要があります。

【検討結果】

高花小学校との統合を進めます。（進学先は船穂中学校）

【児童数・学級数】 令和3年5月1日現在

船穂小：31人/6学級（うち特別支援学級数2） 高花小：322人/15学級（うち特別支援学級数3）



本埜中学校

【現状と課題】

今後の生徒数は、近接する滝野中学校や印旛中学校、小林中学校への学区外就学者数の状況により、さらなる減少が見込まれます。また、現在、各学年1学級を有していますが、全校生徒数が少なく、人間関係の固定化や部活動の選択肢などの課題があることから、それらの課題解決に向けた対応が必要と考えます。

【検討結果】

滝野中学校との統合を進めます。なお、通学距離への配慮として、隣接校である小林中学校及び印旛中学校と連携して通学区域制度の弾力的な運用を行い、小林中学校と印旛中学校への学区外就学を柔軟に認めることとします。

【生徒数・学級数】 令和3年5月1日現在

本埜中：31人/5学級（うち特別支援学級数2） 滝野中：319人/12学級（うち特別支援学級数2）

大規模校



小倉台小学校



西の原小学校



木刈中学校

【現状と課題】

今後の児童生徒数は、現在、学区内で住宅開発が進んでいることから、今後もさらなる増加が見込まれます。これにより、施設教室数の不足が予測されることから、児童生徒数の推計を注視するとともに、この基本方針に基づき適切な対応を図る必要があります。

【検討結果】

施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、学区内で新たな住宅開発が進められる場合は、隣接学校区との通学区域の見直しを図ります。

【児童数・学級数】 令和3年5月1日現在

小倉台小：1,183人/42学級（うち特別支援学級数7）
原小：1,064人/35学級（うち特別支援学級数4）
西の原小：599人/23学級（うち特別支援学級数5）
牧の原小：609人/23学級（うち特別支援学級数3）
木刈中：746人/23学級（うち特別支援学級数3）
西の原中：560人/18学級（うち特別支援学級数2）



原小学校



牧の原小学校



西の原中学校

【お問い合わせ】

印西市教育委員会 学務課 学校適正配置推進係

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL:0476-33-4704(直通) FAX:0476-42-0033

E-mail:gakumuka@city.inzai.chiba.jp